

評価書（個票）

事務・事業名	食品製造者等の高度化計画等の認定	担当課 (担当課長)	医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 (課長 道野英司)	
根拠法令等	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP 支援法）（平成 10 年法律第 59 号）第 16 条 (農林水産省共管)	類型	その他（計画認定）	
		指定等の形態	指定	
事務・事業の概要	<p>○事務・事業創設時の趣旨 食品の安全性の向上と品質管理の徹底を求める社会的要請に対応して、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、国として食品の製造過程の管理の高度化の方向づけとなる基本方針を定めるとともに、それに即した施設の整備を促進するための金融・税制上の支援措置を講じることとした。</p> <p>○事務・事業の内容 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法において、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する要請を踏まえ、食品製造業界全体に HACCP の考え方を広め、その導入を促進するため、以下の取組を行うこととしている。</p> <p>① 厚生労働大臣及び農林水産大臣が HACCP の導入についての基本方針を定めるとともに、この基本方針に則し、事業者団体にこれら大臣が指定する法人（指定認定法人）が、食品の種類ごとに、その製造過程の管理の高度化に関する基準（高度化基準等）を作成し、</p> <p>② 食品製造事業者が作成する高度化計画等について認定を行う。 なお、高度化基準等に基づき指定認定機関が認定した計画に従い HACCP を導入する食品製造事業者に対しては、(株)日本政策金融公庫が長期低利融資を行う。</p> <p>(農林水産省が、業振興を所管する立場から、指定認定法人等との連絡調整や本制度の活用促進等を実施する一方、当省は、食品衛生を所管する立場から、高度化基準等が基本方針に則しているか等の確認を実施)</p>			
事務・事業の目的	食品業界全体への HACCP の導入促進を通じた食品の安全性向上により、国民の健康の保護を図ること。			
関連する政策目標	我が国の食品事業者における HACCP 導入を促進するため、中小事業者を中心に、事業者が自ら衛生管理に取り組む環境整備を進めるとともに、HACCP を制度化するための具体的な枠組みについての検討を進める。			
関連する業績指標	-			
指標の目標値等	-			
法人の指定等の状況	別紙のとおり。			
指定・登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答	特になし。			
料金等・積算根拠	別紙のとおり。			
事務・事業の実績	○実績（平成 26 年度） 別添のとおり。			

国からの補助金等	なし。
事務・事業の見直し状況（これまでの検証）	<p>●HACCP 支援法の改正概要（法の有効期限の延長に併せて事業内容を見直し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 15 年度 <ul style="list-style-type: none"> ①事業者が作成する高度化計画の記載事項の充実 施設の整備だけではなく、高度化された製造過程の管理が実現されるよう促す観点から、HACCP の運用に関する事項を計画記載事項に追加。 ②指定認定機関が定める認定業務規程の公表 指定認定機関が行う高度化計画の認定等の手続きの透明化を確保するため認定業務規程を官報告示することとした。 ・平成 20 年度 試験研究計画認定制度の廃止 指定認定機関の試験研究計画認定制度を廃止。 ・平成 25 年度 高度化基盤整備の支援対象化 HACCP 導入に資する施設整備を金融支援の対象とする従来制度に加え、その前段階の衛生・品質管理の基盤の整備のみに取り組む場合にも、新たに支援の対象とした。
事務・事業の必要性等・有効性	<p>●事務・事業の必要性 我が国の食品製造業界において太宗を占める中小事業者に対して、HACCP 導入の基盤となる施設や体制の整備を行わせることで、食品の安全性向上による国民の健康の保護を図る必要がある。</p> <p>●事務・事業の妥当性 国が定めた食品の製造過程の管理の高度化に関する基本方針に則した計画に従い、HACCP を導入する食品製造事業者に対して支援を行うこととしている。当該計画の策定に資する基準については、指定認定機関から具体的な基準が示されており、利用者の利便性は確保されている。</p> <p>●事務・事業の有効性 消費者基本計画等において目標に掲げている HACCP の導入率(H35 年に 50%)を実現するため、事業者のニーズに即した支援を行う必要がある。</p>
事務・事業の執行体制の妥当性	<p>○指定等を行う妥当性 製造又は加工の実態に即して効果的かつ効率的に支援を行う必要があることから、食品の種類ごとに、高度化基準を作成し、計画の認定を行うこととしており、製造又は加工の実態に精通した事業者団体が行うことが妥当である。</p> <p>○事務・事業実施主体の適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指定等の基準の妥当性 指定認定機関の認定に当たっては、HACCP 支援法第 15 条の規定に基づき、高度化基準の作成、計画の認定の業務を的確かつ円滑に実施するに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること等が求められており、妥当な基準が設けられている。 ●実施主体としての指定等法人の適格性 現に指定している法人については、HACCP 支援法第 18 条の規定に基づき計画認定の業務に関する業務規定を定め、また、同法第 20 条に基づき、毎事業年度ごとに事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に厚生労働大臣及び農林水産大臣の認可を受けるなど、法に基づき、適正な事務・事業を実施している。

<p>評価結果の総括 （現状分析（事務・事業の評価） と今後の方向性）</p>	<p>● 以上より、食品業界全体への HACCP の導入を促進し、もって国民の健康の保護を図るために、金融面での支援を行う本事業は必要かつ有効である。また、執行体制についても、法律の規定に基づき、各指定認定機関が業務規定を定め、それを国が認可するなどして担保しており、引き続き当該事務・事業が適切に実施されるよう監督・指導を行っていく。</p>
<p>備考</p>	<p>食品衛生管理の国際標準化に関する検討会で現在、見直しに向けた議論を継続中。見直しの結果を踏まえ、今後必要な検討を行う。</p>

別紙

合計 24 法人

- ・ 一般社団法人（9 法人）
- ・ 公益社団法人（4 法人）
- ・ 一般財団法人（2 法人）
- ・ 公益財団法人（3 法人）
- ・ 協同組合連合会（6 法人）

法人名	指定等の時期	連絡先（TEL）	料金等・積算根拠
一般社団法人（9 法人）			
（一社）日本食肉加工協会	H10. 9. 30	03-3444-1772	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）大日本水産会	H11. 3. 24	03-3585-6985	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）日本冷凍食品協会	H11. 12. 17	03-3541-3003	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）日本惣菜協会	H12. 3. 23	03-3263-0957	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）日本弁当サービス協会	H12. 4. 20	03-5289-7470	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）全国清涼飲料工業会	H12. 8. 17	03-3270-7300	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）日本ソース工業会	H12. 10. 25	03-3639-9667	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）日本パン技術研究所	H26. 8. 12	03-3689-7571	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一社）精米工業会	H28. 3. 31	03-4334-2190	指定認定機関の業務規程において定めている。
公益社団法人（4 法人）			
（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会	H11. 3. 17	03-5256-4801	指定認定機関の業務規程において定めている。
（公社）日本炊飯協会	H11. 3. 17	03-3590-1589	指定認定機関の業務規程において定めている。
（公社）日本給食サービス協会	H12. 3. 23	03-3254-4614	指定認定機関の業務規程において定めている。
（公社）日本べんとう振興協会	H20. 9. 18	03-5643-5611	指定認定機関の業務規程において定めている。
一般財団法人（2 法人）			
（一財）日本食品分析センター （全国マヨネーズ協会）	H12. 6. 27	03-3469-7184	指定認定機関の業務規程において定めている。
（一財）全国調味料・野菜飲料検査協会 （全国食酢協会中央会）	H12. 9. 22	03-3639-9668	指定認定機関の業務規程において定めている。
公益財団法人（3 法人）			
（公財）日本乳業技術協会	H11. 3. 24	03-3264-1921	指定認定機関の業務規程において定めている。

(公財) 日本食品油脂検査協会 (日本マーガリン工業会)	H12. 6. 27	03-3669-6723	指定認定機関の業務規程において定めている。
(公財) 日本食肉生産技術開発センター	H26. 8. 12	03-5561-0786	指定認定機関の業務規程において定めている。
協同組合連合会 (6 法人)			
全国味噌工業協同組合連合会	H11. 6. 11	03-3551-7163	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国醤油工業協同組合連合会	H11. 11. 16	03-3666-3286	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国菓子工業組合連合会	H12. 11. 16	03-3400-8901	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国乾麺協同組合連合会	H13. 8. 21	03-3666-7900	指定認定機関の業務規程において定めている。
全日本漬物協同組合連合会	H16. 7. 12	03-5875-8094	指定認定機関の業務規程において定めている。
全国製麺協同組合連合会	H17. 11. 21	03-3634-2255	指定認定機関の業務規程において定めている。

(別添)

事務・事業の実績

NO	指定認定機関名	26年度認定実績		事業収入(千円)
		高度化	高度化基盤整備	
1	(一社) 日本食肉加工協会			0
2	(公社) 日本缶詰びん詰レトルト食品協会			0
3	(公社) 日本炊飯協会	3		357
4	(一社) 大日本水産会			0
5	(公財) 日本乳業技術協会		1	65
6	全国味噌工業協同組合連合会			0
7	全国醤油工業協同組合連合会		1	30
8	(一社) 日本冷凍食品協会	1		100
9	(公社) 日本給食サービス協会			54
10	(一社) 日本惣菜協会	3		540
11	(一社) 日本弁当サービス協会	1		162
12	(公財) 日本食品油脂検査協会 (日本マーガリン工業会)			0
13	(一財) 日本食品分析センター (全国マヨネーズ協会)		1	100
14	(一社) 全国清涼飲料工業会			0
15	(一財) 全国調味料・野菜飲料検査協会 (全国食酢協会中央会)		1	86
16	(一社) 日本ソース工業会			0
17	全国菓子工業組合連合会	2		578
18	全国乾麺協同組合連合会	2		362
19	全日本漬物協同組合連合会			0
20	全国製麺協同組合連合会			0
21	(公社) 日本べんとう振興協会			0
22	(公財) 日本食肉生産技術開発センター			0
23	(一社) 日本パン技術研究所			0
24	(一社) 精米工業会			-

精米工業会については、平成28年3月に指定認定機関として指定。